

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、会社Aの代表取締役として印刷業を営み、自ら印刷業務に従事していた。

被災者は、B県B市所在の労働保険事務組合Cに労働保険事務の処理を委託し、昭和〇年〇月〇日に労災保険法第34条の規定に基づく第一種特別加入者として労働基準局長から承認を受けていた者である。

被災者は、昭和〇年〇月〇日、D病院に受診し「肝門部胆管がん」と診断され、療養していたところ、同年〇月〇日、同病院において死亡した。死亡診断書によると、直接死因「急性心不全」、直接死因の原因「胆管がん」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者が印刷機の洗浄及びブランケット修復の用途でジクロロメタンを含むブランケット修復剤を使用し、ジクロロメタンの環境濃度が発がん性を生じるばく露濃度であったために胆管がんを発症し、死亡したと主張しているため、以下検討する。

(2) まず、被災者のブランケット修復剤の使用について検討すると、請求人は、平成〇年〇月〇日付け架電聴取において、要旨、「現在、3種類のクリーナーを状況に応じて使い分けています。洗浄剤では、Eクリーナー（180缶）、Fクリーナー（10）。回復剤では、G（10）。Gは、ジクロロメタン含有と標記されています。当時、被災者はHクリーンを使用していました。」と述べており、また、請求人は、平成〇年〇月〇日付け架電聴取において、要旨、「Hクリーンを、ゴムの回復の他、洗浄も兼ねて使用していました。当時は、封筒等大量に印刷していたので洗浄剤としても使用していたと思います。」と述べている。

これに対して、当時印刷機材を納品していた会社IのJは、平成〇年〇月〇日付け架電聴取において、要旨、「ローラーやブランケットの拭き取り、洗浄等に使用する洗浄剤を納品していたが、その当時は、Kクリン（180缶）の石油系洗浄剤だったと思う。オフセット印刷機等に使用する洗浄剤で、180缶で約2か月分となる。これ以外の洗浄剤は無かったと思いますし、ほとんどの業者が同じ洗浄剤だったと思います。」と述べており、さらに、Jは、平成〇年〇月〇日付け架電聴取において、要旨、「Hクリーンは、洗浄剤ではなく、ブランケ

ットに巻いてあるゴムが凹んだ際、Hクリーンを綿に染みこませ、ポンポンとたたくようにして使用しゴムを復活させるもので、使用量としては10缶で約半年分くらい。」と述べている。

- (3) 一方、請求人は、Hクリーン（ブランケット修復剤）の使用量について、平成〇年〇月〇日付け架電聴取において、要旨、「回復剤では、Gを平成〇年〇月に10、平成〇年〇月に10購入（約2年で10）。現在は、封筒や厚みのある印刷はしていませんが、当時は、封筒等大量に刷っていましたので、クリーナーも頻繁に使用していたと思います。また、現在の売り上げは当時の1/3しかないことから、当時は現在の3倍の使用量があったと思います。」と述べている。
- (4) 当審査会では、請求人の主張及びJの申述について精査したところ、洗浄剤の用途として納品していたという溶剤の名称及びその量に関するJの申述は具体的であり、また、調査したところ、一般的には同申述を裏付ける用途において使用されるものであることが確認されたこと、及びHクリーンの使用に係る請求人の主張は具体性が欠けると言わざるを得ないものであることから、ジクロロメタンを含む修復剤であるHクリーンは、洗浄剤としては使用されておらず、また、その使用量は、Jの申述のとおり、半年間で10程度のものであったと考えることが相当であると判断する。
- (5) そうすると、ジクロロメタンの発がん性が生じると考えられるばく露濃度については、決定書理由第2の2の(2)のオに説示するとおりであることからみて、当審査会としても、被災者が業務上使用していた修復剤によるジクロロメタンの環境濃度は、発がん性を生じると考えられているばく露濃度にはおよそ達しないものであったと判断することが相当と考える。
- (6) なお、請求人は意見書において、要旨、「被災者生存時の資材購入金額の記録は残っていないが、昭和〇年の年商と同程度である平成〇年〇月から平成〇年〇月までの資材購入金額は、〇円（月平均〇円）で、この額は平成〇年〇月から平成〇年〇月までの資材購入金額〇円（月平均〇円）の約10倍である。」と述べ、当時は約10倍の使用量があったと主張しているが、同額をもってHクリーンを約10倍も購入していたと推認することはできないものであり、また仮にそのような量を購入し、使用していたとしても、ジクロロメタンの発がん性が生じると考えられるばく露濃度には達しないものであることを付言する。

(7) 以上のことから、被災者に発症した胆管がんは、労働基準法施行規則別表第1の2第7号12に定める「ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん」に該当するものとは認められず、「胆管がん」による死亡を業務上の事由によるものと認めることはできない。

3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。